


つくばみらい市規則第 5 号

つくばみらい市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 2 月 24 日

つくばみらい市長



つくばみらい市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市職員の育児休業等に関する規則（平成 22 年つくばみらい市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（勤務日の日数を考慮して規則で定める会計年度任用職員）

第 2 条の 2 育児休業条例第 2 条第 3 号ア（ウ）の規則で定める会計年度任用職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

つくばみらい市職員の育児休業等に関する規則(平成22年つくばみらい市規則第30号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(勤務日の日数を考慮して規則で定める会計年度任用職員)                  第2条の2 育児休業条例第2条第3号(ウ)の規則で定める会計任用職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</p>	<p>(新設)</p>